

## W T O 農 業 交 渉 の 課 題 と 論 点

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p><b>【交渉に際しての基本的重要事項】</b></p> <p style="text-align: center;">U R 合意の実施状況の検証</p> <p style="text-align: center;">           ・ 農業協定上の交渉における配慮事項（協定20条）            （b） 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験         </p> <p style="text-align: center;">           世界的な農政上の課題としての農業の多面的機能、食料安全保障の追求         </p> <p style="text-align: center;">           ・ 農業協定上の交渉における配慮事項（協定20条）            （c） 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標及び関心事項         </p>	<p>交渉に当たっては、各国におけるU R 合意の実施状況等を十分に検証し、その上に立った交渉を行うべきことを強調。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国がU R 合意実施に際して抱える困難な事情</li> <li>・ U R 合意実施後の国際的な農業、農政をめぐる事情</li> </ul> <p>21世紀において各国の様々な農業が共存し、世界人口が増加する下で人類への食料の安定供給を行うことは、世界的な課題であることを交渉において強調。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多面的機能フレンズ諸国との連携の強化</li> <li>・ F A O による、栄養不足人口削減に係る世界食料サミットの目標達成は15年遅れるとの予測</li> </ul>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>1 交渉に臨む基本姿勢</p> <p>(1) 農業交渉の目標の設定</p> <p>米国・・・「格差是正論」（関税や国内支持等の政策の格差を是正しようとする考え方）</p> <p>ケアンズ諸国・・・「農工一体論」（農産物も一般鉱工業品と同じルールにのせるべきという考え方）</p> <p>(2) 目標実現のために追求すべき事項</p> <p>(3) 交渉に臨む体制</p>	<p>「多様な農業の共存」を中核的な目標として掲げ、米国、ケアンズ諸国の要求に対処。 EU、途上国等幅広い国々との連携を目指す。</p> <p>昨年日本提案と同様、次の5点を追求すべき中核の柱として設定。</p> <p>農業の多面的機能への配慮 食料安全保障の確保 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正 開発途上国への配慮 消費者・市民社会の関心への配慮</p> <p>日本国民の総意に基づく提案であることを強調。</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>2 市場アクセス</p> <p>(1) 関税水準</p> <p>ア 基本的スタンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国・・・各国間の関税水準の格差の大幅削減または廃止を提案</li> <li>・カナダ・・・関税水準の平準化のための一定方式による引下げを提案</li> </ul> <p>イ UR 関税化品目の枠外税率、枠内税率のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国・・・枠内税率を含む全ての関税の大幅削減又は廃止を提案</li> <li>・カナダ・・・セクター別のアプローチによる関税の引下げを提案</li> </ul>	<p>次の事項に配慮しつつ、現実を踏まえた柔軟な水準設定を主張し、輸出国の早急な関税引下げ要求に対処。</p> <p>今次の農業交渉は、農業協定20条に基づく改革過程の継続のための交渉であること</p> <p>各国における生産、消費の実情及び国際需給の状況を踏まえた品目毎の柔軟性を確保する必要があること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>次の事項を考慮しつつ、アクセス数量、輸入体制との関連を総合的に視野に入れて方針を検討。</p> <p>UR 関税化品目は、各国の多面的機能や食料安全保障にとって重要な品目が多く、その枠外税率は、内外価格差や農政改革の進捗状況等に配慮しなければ、各国の基幹的な農業が崩壊するおそれがあること</p> <p>枠外税率、枠内税率と輸入体制（国家貿易、関割の運用のあり方等）アクセス数量が密接に関連づけられて交渉が進展する可能性があること</p> </div>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>ウ 農産加工品の関税のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・・タリフ・エスカレーションの大幅削減または廃止を提案</li> <li>・ カナダ・・・タリフ・エスカレーションの撤廃を提案</li> </ul> <p>（２）アクセス数量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・・アクセス数量の大幅な拡大を提案</li> <li>・ 豪州、タイ等も大幅なアクセス数量の拡大を要求してくることは必至</li> </ul>	<p>農産加工品の関税は食品産業の重要性に十分配慮して設定すべきことを主張。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>次のような実情及び経緯を踏まえて具体的な交渉方針を検討</p> <p>国際的に約束したアクセス数量の引下げを求めた場合、交渉の中で代償措置を要求される可能性が大きいこと</p> <p>アクセス数量の論議は、関税水準（枠内税率、枠外税率）、輸入体制等と密接な関連を有すること</p> <p>関税化の特例措置を適用した品目にはその代償措置としてアクセス数量が加重されていること</p> </div>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>(3) 関税割当制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・ 枠の消化率が一定以下の場合に発動する特別なメカニズムの創設を提案</li> <li>・ なお、我が国においては、とうもろこし、ナチュラルチーズ、無糖ココア調製品及びパイナップル缶詰について「抱合せ」の制度を適用</li> </ul>	<p>関税割当制度の運用は透明で公平なものであることが必要であるとしても、品目毎の特性や流通実態を無視した画一的な運用ルールは不適切であることを主張。</p>
<p>(4) セーフガード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・・ 特別セーフガードの撤廃を提案</li> <li>・ ケアンズ諸国も同様の提案を行う可能性あり</li> </ul>	<p>特別セーフガードはUR交渉において関税化とパッケージで合意されたものであり、維持すべきことを主張。</p> <p>季節性があり、腐敗しやすい等の特殊性を持った農産物について、その特殊性に応じ輸入増等の事態に機動的、効果的に発動できるよう、運用の透明性を高めたセーフガードを検討。</p>
<p>(5) 分野別イニシアティブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（・ 米国、カナダ・・ 分野別イニシアティブを提案）</li> </ul>	<p>関税相互撤廃（ゼロゼロ）等の分野別イニシアティブの考え方は食料輸出国、輸入国双方の立場を反映したものとは言えず、支持できない。</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>3 国内支持</p> <p>(1) 国内支持に関する規律</p> <p>ア 現行規律に対する基本的スタンス</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・・規律の簡素化の観点から、「削減対象外」と「削減対象」の2分類にすべきことを提案（「青」の政策の廃止）</li> <li>・ EU・・・「青」の政策の維持を提案</li> <li>・ ケアンズ諸国・・・AMSや「青」の政策を含む貿易/生産歪曲的な支持の大幅削減を提案</li> </ul> </div> <p>イ 削減対象外の施策の要件の具体的改訂事項</p>	<p>各国の農政改革の安定的推進を図る観点から、現行規律の基本的枠組みを維持すべきとした上で、次の事項を主張。</p> <p>削減対象外としての「青」の政策の存続を主張し、EUとの連携を図る。</p> <p>実施の経験や農政改革の推進に資する観点から、必要最小限の改善を行う。</p> <p>これまでのウルグアイ・ラウンド農業合意の実施の経験を踏まえ、例えば次の事項等を通じて農政改革の推進に資するよう、必要な改善を求める。</p> <p>各国における農政改革の方向と現行協定との乖離の是正の観点から、「生産に関連しない収入支持」の要件について、生産要素をはじめ生産の現状をより反映させるよう改善を行う。</p> <p>市場指向的な政策転換を進める上で必要とされるセーフティネット政策の円滑な導入の観点から、「収入保険・収入保証」等について発動要件、補填割合の制限を緩和する。</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p data-bbox="129 293 600 335">（２）国内支持水準のあり方</p> <div data-bbox="203 357 1066 671" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="237 384 1043 512">・ 米国・・・農業生産額の一定割合を上限とする 新方式の採用による支持水準の格差 是正を提案</li> <li data-bbox="237 520 1043 647">・ ケアンズ諸国・・・品目毎に一定割合を削減する ことによる支持水準の格差是 正を提案</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1155 293 2123 421">国内支持の水準については、各国の農業の多面的機能の 発現を損なうことのないよう、農政改革の進捗状況に合わ せた現実的なものとすべきことを主張。</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>4 輸出規律のあり方</p> <p>(1) 輸出規律の強化のための具体的な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・・輸出税の禁止、食料安全保障の観点からの輸出規制の大幅強化を提案</li> <li>・ EU・・・輸出競争に関する全ての措置について公平に交渉することを提案</li> </ul>	<p>輸出規律を強化すれば、市場アクセスや国内支持の分野で我が国の譲歩を引き出し得ると受け取られないよう慎重に配慮しつつ、具体的な提案を行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>(具体的な提案の例)</p> <p>輸出補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出補助金の更なる削減</li> <li>・ ロールオーバー等に対する規律の強化</li> <li>・ 輸出補助金単価の譲許とその段階的削減</li> <li>・ 開発途上国関心品目・市場に対する輸出補助金の規律の強化</li> <li>・ 輸出信用に関する規律の強化</li> <li>・ 輸出補助の性格のある国内支持についても輸出規律の観点から精査</li> </ul> <p>輸出禁止・制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出禁止・制限措置の輸出税化</li> <li>・ 新たな輸出禁止の禁止</li> <li>・ 一時的な輸出制限について、発動条件、導入に至る手続き、導入措置の内容、導入期間の期限の設定に関する現行協定の規律の強化・明確化</li> </ul> <p>輸出税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出税の譲許とその段階的削減</li> <li>・ 最小輸出機会（輸出税が適用される品目の一定量につき輸出税を免除）の設定</li> </ul> </div>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p data-bbox="129 331 745 371">(2) 輸出補助金問題に対する考え方</p> <div data-bbox="147 395 1066 619" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="181 419 1025 459">・ 米国、ケアンズ諸国・・・輸出補助金の撤廃を提案</li> <li data-bbox="181 467 1025 595">・ EU・・・輸出補助金は削減。同時に輸出信用、食料援助の濫用等についても全て平等に交渉することを提案</li> </ul> </div>	<p data-bbox="1155 331 2125 459">EUとの連携を視野に入れつつ、輸出入国間の規律のバランス回復を強調し、輸出補助金そのものについては「削減」を主張。</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>5 国家貿易</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国・・・輸出国貿、輸入国貿について排他的権利（一元輸出入）の廃止を提案</li> <li>・ E U・・・国家貿易企業の活動についての透明性の向上、間接的な輸出補助に関する通報要件の厳格化を提案</li> <li>・ WTO 加盟の米中合意・・・中国の輸入国家貿易について一部を民営化</li> <li>・ カナダ、豪州・・・小麦について一元的輸出を行う国家貿易企業が存在</li> <li>・ 韓国、フィリピン等・・・コメの一元的輸入を行う国家貿易企業が存在</li> </ul>	<p>国家貿易の運営の透明性向上を図ることとした上で、輸出国貿易と輸入国家貿易は、国際市場に与える影響、現行 WTO 規律の適用状況からみて、厳格に区別して論議すべきことを主張。</p> <p>特に輸出国貿易に対しては、次の事項を義務づけるべきであることを提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時季別の輸出数量、輸出価格及び調達価格等の通報</li> <li>政府からの財政支援の禁止</li> <li>不測の事態を想定した最小限の輸出や備蓄の義務づけ等、国際市場の安定への貢献</li> </ul> <p>〔なお、コメについては、国家貿易による一元輸入体制と関税率（枠内税率、枠外税率）、アクセス数量が関連づけて論議されることに留意する必要がある。〕</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>6 開発途上国への配慮</p> <p>(1) WTO規律の適用上の特別の配慮のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行WTO農業協定・・・一般の途上国に対しては義務の軽減、LDCに対しては義務の免除</li> </ul> <p>(2) 食料安全保障上の要請への対応のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 途上国の多くは、食料安全保障の観点からの配慮の必要性を強調</li> <li>・ EU・・・食料援助の濫用を避けるための規律の強化を提案</li> </ul>	<p>農業協定上の規律の適用に関し、次のような特別の配慮を行うことを提案。  （なお、具体的な内容は、交渉の進展に応じ途上国サイドの要求を踏まえて判断）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国境措置・・・食料安全保障の確保のための大幅な柔軟性</li> <li>国内支持・・・国内消費向けの食料増産に必要な助成に配慮</li> <li>輸出規律、国家貿易・・・過大な負担とならないよう配慮</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>国際的な食料援助の取組みについて農業交渉の中でどのように取り扱っていくかについて検討。</p> </div>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>7 消費者・市民社会の関心への対応</p> <p>(1) 我が国の消費者・市民社会の関心についての日本提案への反映のあり方</p> <p>(2) 食品の安全性・表示等の取扱い</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E U ・ ・ 食品の品質に着目した市場アクセス機会の向上を提案（食品及び飲料の名称の不正使用に対する効果的な保護措置の整備、消費者保護と公正な競争の確保のための表示ルールの整備）</li> <li>・ 米国 ・ ・ 市場アクセスに関連して、新技術製品の貿易を含むプロセスが透明・予見可能でかつ時期を得たものであることを確保する規律の確立を提案。</li> </ul> </div>	<p>国民各層からWTO農業交渉に臨むに当たって寄せられた意見を踏まえ、次の内容について提案</p> <p>食料の6割を輸入に依存する我が国の消費者・市民社会は、以下の関心を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 国民への食料の安定的な供給</li> <li>イ) 安全な食生活の確保</li> <li>ウ) 食品に関する消費者の選択を可能とする情報の提供</li> <li>エ) WTO農業交渉に関する情報の積極的な開示・提供</li> </ul> <p>我が国の消費者・市民社会は、上記の関心に鑑み、真に公平で公正な貿易ルールの確立を求めている。</p> <p>食品の安全性確保を第一義とするという基本方針の下、遺伝子組換え食品の増加及び消費者の安全性への関心の高まり等による新たな課題については貿易関連措置に焦点を絞り、現行協定で対応できるかどうか整理した上で必要な対応を行っていくべき。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品の表示に関しては、今後、コーデックス委員会において適切な国際規格を策定させることが必要。</p>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
8 農業交渉の進め方（位置付け）	今次農業交渉は、包括ラウンドの一環としてシングル・アンダーテイキング（一括受諾方式）の下に実施・妥結されるべきことを主張。

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p>農業の多面的機能、食料安全保障への配慮の観点から見た提案内容</p> <p>（１）農業の有する多面的機能の重要性</p> <p>・ 米国、ケアンズ諸国・・・農業が多面的機能を有することは否定しないが、貿易歪曲的措置の理由としてはならず、保護主義の口実であるとの考え</p> <p>・ 「非貿易的関心事項に関する国際会議」（2000年7月）          ・ ・ 主催国（日本、EU等）を含め、40ヶ国が参加し、議論を通じて農村地域開発、食料安全保障、環境保護といった非貿易的な目的を追求する権利及びこれらの目的は市場だけでは達成され得ないことを認識</p>	<p>1．市場アクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関税水準やアクセス数量は、各国における<u>多面的機能の発揮や食料安全保障に配慮して柔軟性を確保する。</u></li> <li>・ 特に、ウルグアイ・ラウンド合意で関税化された品目は各国の<u>多面的機能や食料安全保障</u>にとって極めて重要であることに留意する。</li> </ul> <p>2．国内支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各国が<u>多面的機能の発揮や食料安全保障の確保に配慮しつつ、農政改革を円滑に推進し得るよう、「緑」の政策の要件の見直しやAMS水準の設定等を行う。</u></li> </ul> <p>3．輸出規律のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料輸入国の食料安全保障の観点から、輸出制限措置等について規律を強化する。</li> </ul> <p>4．国家貿易</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出国貿易の行動が食料輸入国の<u>食料安全保障</u>に与える影響も考慮し、規律を大幅に強化する。</li> </ul>

課題（「日本提案」に盛り込むべき項目）	論点（「日本提案」の内容として考えられる事項）
<p data-bbox="129 295 600 335">（２）食料安全保障の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="145 383 1075 606">・ 米国、ケアンズ諸国 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="436 430 1075 606">・ 貿易自由化が徹底していないことが食料安全保障の問題であり、市場アクセスの大幅改善が食料安全保障につながると主張</li> </ul> </li> <li data-bbox="145 654 1075 829">・ メルコスール等南米諸国 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="436 702 1075 829">・ 農業貿易の自由化と輸出補助の撤廃が食料安全保障への真の解決であると主張</li> </ul> </li> <li data-bbox="145 877 1075 1101">・ パキスタン、ケニア等 11 途上国 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="436 925 1075 1101">・ 途上国の農村雇用、食料安全保障への関心に取り組むため、「開発ボックス」により、国内支持等に柔軟性を与えることを提案</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1131 295 2116 470">5 . 開発途上国への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1176 343 2116 470">・ 途上国における食料安全保障の確保の観点から、国内支持等貿易ルールにおける配慮や国際的な食料援助の取組みについて検討する。</li> </ul> </li> <li data-bbox="1131 518 2116 694">6 . 消費者・市民社会への関心への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1176 566 2116 694">・ 世界最大の食料純輸入国である我が国の消費者・市民社会の関心に応えるため、国民への<u>安定的な食料の確保</u>を貿易ルール上十分配慮する。</li> </ul> </li> </ul>